

こども未来部

議案第141号 大津市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部

を改正する条例の制定について

議案第141号 大津市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明させていただきます。

資料の2ページをお願いします。

改正趣旨についてですが、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）における規定が改正されたことを受け、本市の条例についても同様の改正を行うものでございます。

資料の3ページをお願いします。

改正内容についてですが、「虐待行為を規定した箇所の改正」に伴うものとして、幼保連携型認定こども園の職員は、園児に

対し、改正後の認定こども園法第 27 条の 2 第 1 項各号に掲げる行為その他の園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならないことを規定したものであります。また、「地域限定保育士の一般制度化に伴う保育士の規定の改正」に伴い、幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に含まれる副園長及び教頭については、幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、児童福祉法第 18 条の 18 第 1 項に規定する保育士登録を受けた者としているところ、地域限定保育士の一般制度化に伴い幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、改正後の児童福祉法第 18 条の 28 第 2 項に規定する地域限定保育士登録を受けた者も保育士登録を受けた者として計上することとしたものであります。なお、施行期日は、公布の日を予定しております。

改正箇所については、4 ページに記載のとおりとなります。